

成年後見制度の地域連携ネットワーク

◆◇地域共生社会をめざして

今、国の基本計画（※¹）に基づいて、成年後見制度（※²）の利用を促進するための施策の一つとして、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村が地域連携ネットワークという地域連携の仕組み作りをしていることを知っていますか。

地域連携ネットワークとは、地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

家庭裁判所も、制度の運用を担う司法機関の立場から、地域連携ネットワークの一員として、各地方自治体や様々な団体と協力し合いながら、地域連携ネットワークがより充実したものとなるように、その整備の後押しをしています。

※¹ 「国の基本計画」とは、平成29年3月24日に閣議決定された、成年後見制度の利用を促進するための計画です。

※² 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人、ここでは「後見人等」といいます。）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。



地域連携ネットワークが果たす役割

なぜ、今、地域連携ネットワークが必要なのでしょう。

成年後見制度は、上記のように判断能力が不十分な人を法的に支援する制度ですが、十分には利用されていないという指摘があります。

地域連携ネットワークや中核機関が整備され、右の図の「4つの機能」を果たすことによって、支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域でご本人らしく生活できるようになることが期待されます。

